

旅費行動費細則  
(1996年1月21日改正)  
(2015年4月3日改正)

(目的)

第1条 この細則は、組合の活動に際して支出される旅費や行動費について定める。

(出張)

第2条 出張は正常な組合活動として認める会議、会合および集会等に参加する場合に行うものである。

(内容)

第3条 旅費・行動費の内容は、運賃（鉄道運賃、船賃、航空運賃）、宿泊料、出張雑費ならびに、日常の行動費とする。

(運賃)

第4条

- ① 運賃は最も効率的・経済的な通常の経路および方法により、旅行した場合の運賃により計算する。
- ② 運賃計算上の起点は、所属分会の最寄駅とし、同駅の帰着をもって終点とする。

長瀬・八戸ノ里地区	長瀬駅
奈良地区	富雄駅（駅までのバス代を含む）
狭山地区	金剛駅（駅までのバス代を含む）
- ③ 鉄道を100kmを越えて利用する場合は、旅客運賃の他に急行料金、特急料金、寝台料金等を支給する。
- ④ 必要に応じて自家用車を利用することができる。

ただし、遠距離（片道30km以上）の場合は、電車、バスの運賃に相当する金額を支給する。

有料道路料金、駐車料金については、領収証に基づき実費支給する。さらに、自家用車利用、有料道路利用、駐車場利用については、執行委員長に報告し、その承認を得るものとする。
- ⑤ タクシーの利用は、原則として認めない。

しかし、公共の交通機関が利用できない場所や時間帯、公共の交通機関を利用した場合非常に非効率となる場合、緊急性を要する場合等については、タクシーの利用を認める。タクシー料金については、領収証に基づき、市内交通

費（電車・バスの運賃）を超える分について支給する。ただし、タクシー利用については、執行委員長に報告し、その承認を得るものとする。

- ⑥ 市内交通費（30 km未満）は実費を支給する。
- ⑦ 学外加盟団体等の主催する研修会等に参加する出張において、その参加費に交通費が含まれている場合は、交通費は支給しない。

（宿泊料）

#### 第5条

- ① 出張・会議・業務のための宿泊を必要とする時、宿泊料を支給する。
- ② 宿泊料は、宿泊日数に応じて支給する。
- ③ 宿泊料は、一泊二食につき 10,000 円支給する。
- ④ 学外加盟団体等の主催する研修会等に参加する出張において、その参加費に宿泊料が含まれている場合は、宿泊料は支給しない。
- ⑤ 本組合の主催する夏期研修会などの場合は、一括して研修会費として支給する。

（出張雑費）

#### 第6条

- ① 出張雑費は出張に伴う諸雑費に充当するものとする。
- ② 出張雑費は出張日数に応じて 1 日につき 4,000 円とする。
- ③ 各分会所在都市または周辺都市への出張（30 km未満）の場合の出張雑費は、1,000 円とする。

（本組合以外からの旅費等の支給）

第7条 本組合以外から旅費等の支給があった場合、その額がこの細則によって計算した額に達しない時は、その差額を支給する。

（組合員以外への旅費等の支給）

第8条 業務の必要により組合員以外の者に出張を依頼した場合、この細則に準じて旅費等を支給する。

（出張手続）

#### 第9条

- ① 組合員が出張する時は、所定の申請書を提出し、執行委員長および書記長の承認を得なければならない。
- ② 出張旅費等は、あらかじめ前項の手続きを経た者に対して支出する。

(出張報告)

第 10 条

- ① 出張終了後は、速やかに出張報告書を執行委員長に提出するとともに、できるだけ早い機会にその内容について執行委員会に報告しなければならない。

(細則に該当しない場合)

第 11 条 この細則のいずれにも該当しない旅費・行動費の支出は、執行委員会の決議による。

(細則の改廃)

第 12 条 (付則) この細則の改廃は、執行委員会の決議による。

- ① この規定は 1985 年 1 月 17 日の執行委員会において決議され、1985 年 1 月 18 日より施行する。
- ② この規定は 1990 年 3 月 16 日の執行委員会において決議され、1990 年 3 月 17 日より施行する。
- ③ この細則は 1996 年 1 月 20 日の執行委員会において決議され、1996 年 1 月 21 日より施行する。
- ④ この細則は 2015 年 4 月 3 日の執行委員会において議決され、2015 年 4 月 4 日より施行する。